

## 病児病後児保育サービスに関する取り決め

1 対 象 次のいずれにも該当する子どもとする。

- ①病気の回復期、又は、入院は必要ではないが自宅療養が必要な場合。
- ②医療機関の受診が済んでおり、病名や看護方法が確定し保護者以外の第三者に預けてもよいと判断された場合。
- ③以下の保育基準の範囲内であること。

2 利用時間 8:00～18:00

3 利用料金 通常料金の200円増し

時間帯	平日	土・日・祝日
9:00～17:00	1,000 円	1,200 円
時間外	1,200 円	1,400 円

4 保育基準 以下の基準の症状の範囲内であるかどうかを確認する。

### 【一般症状】

熱	前日より38℃以下で、熱の上がり下がりがなく安定している
食 欲	水分補給が可能であり、普段通りの食事がほぼ摂れる状態にある
消化器症状	強い腹痛や激しい下痢、嘔吐がない

### 【感染力が強く、一般症状以外の基準のある感染症】

病名	病後児保育のめやす
インフルエンザ	発熱より5日を経過し、解熱後2日(乳幼児は3日)を経過している
咽頭結膜炎 (プール熱)	発熱、目の充血、咽頭発赤が消え2日経過している
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失している
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノ等)	発熱、嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事ができる
RSウイルス	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がよい

- 5 提出書類 利用者は病児病後児保育依頼書(様式第6号)に詳細を記入し、保育を担当するサポーターに提出する。サポーターは保育中の様子を病児病後児保育報告書(様式第7号)に記入し利用者に報告する。
- 6 保育者 会員登録をしております病児病後児保育の研修を受けたサポーターに限る。
- 7 注意事項
- ①急な発熱等による保育所等への迎えは行わない。
  - ②保育基準を満たしている場合でも引き受けてくれるサポーターが見つからない場合はサポートは行わない。
  - ③一人のサポーターが複数の病児を預かることはできない。
  - ④保護者は常に連絡のとれる状態にしておくこと。
  - ⑤保育中のサポーターによる受診・投薬は原則として行わない。
  - ⑥著しい体調の変化によっては、保育が継続できない場合もある。

### 病児病後児とは

病児

当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な子どもをいう。

病後児

病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な子どもをいう。